

# 固定資産税の減税

固定資産税とは、保有する土地や建物など固定資産税について、1月1日時点の評価に応じて課税される税金(地方税)です。

適用要件を満たす改修工事を行った場合に、当刻家屋に係る固定資産税の減額を受けることができます。「耐震」「バリアフリー」「省エネ」のリフォームが適用。

## 【耐震リフォーム】

工事完了期間	減額期間	軽減額
平成25年1月～平成30年3月31日	1年度分 (工事完了年の翌年度分)	当刻家屋に係る固定資産税額の1/2を軽減 (一戸あたり家屋面積120㎡相当分まで)

## 【バリアフリーリフォーム】

工事完了期間	減額期間	軽減額
平成25年1月～平成30年3月31日	1年度分 (工事完了年の翌年度分)	当刻家屋に係る固定資産税額の1/3を軽減 (一戸あたり家屋面積100㎡相当分まで)

## 【省エネリフォーム】

工事完了期間	減額期間	軽減額
平成25年1月～平成30年3月31日	1年度分 (工事完了年の翌年度分)	当刻家屋に係る固定資産税額の1/3を軽減 (一戸あたり家屋面積120㎡相当分まで)

# 贈与税の非課税措置

満20歳以上(贈与を受けた年の1月1日時点)の個人や親や祖父母などから住宅所得等資金(新築もしくは、所得または増改築等のための金銭)を贈与により受けた場合において、一定金額までの贈与につき贈与税となります。

### \* 贈与税の非課税措置の主な要件 \*

- ・リフォーム後の家屋の床面積が50平米以上240平米以下
- ・自分が所有し、住んでいる住宅のリフォーム工事
- ・リフォーム工事費が100万円以上
- ・資金贈与を受けた翌年の3月15日までリフォーム工事等完成させて、入居すること。  
または、それ以後遅滞なく入居することが確実と見込まれること  
(翌年中に入居しない場合、当制度は適用されず修正申告が必要になる)